第三十三条の四の次に次の一条を加える。

（法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者等）

第三十三条の五　法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に雇用されているものとする。

2　法第四十条の六第二項の規定による通知は、書面の交付等により行わなければならない。

第三十六条第六号中「号番号」を「条番号及び号番号」に改める。

第三十九条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十一条第一項の表第十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同条第二項の表第十二条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同表第十四条第三項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同条第三項の表第六条第二項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十三条第一項の表第二十三条第一項の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同表第四十四条第一項、第四十八条、第七十九条、第八十三条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同条第二項及び第三項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第四十五条第一項の表第十八条の項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「同法第二十六条第一項第二号」を「同法第二十三条の二」に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四十六条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第五十五条本文中「所在地」の下に「並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を加え、同条第三号中「並びに同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「勧告」の下に「並びに同条第三項の規定による指示」を加える。

様式第１号（第１面）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「第５号まで」を「第９号まで、第11号及び第12号」に、「第４号」を「第８号」に改め、同様式（第三面）記載要領８中「場所」の下に「並びに当該派遣元責任者講習における派遣元責任者の受講番号」を加え、同10中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第１面）　　（日本工業規格Ａ列４）

一般労働者派遣事業
特定労働者派遣事業　計画書

1　事業所の名称

2　計画対象期間　　年　月　日から　年　月　日まで

3　派遣労働者雇用等計画

① 派遣労働者の数（人）	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者　（　　）
② 雇用保険及び社会保険の加入の状況	雇用保険　健康保険　厚生年金保険		③ 労働保険番号

4　労働者派遣計画

① 労働者派遣の役務の提供を受ける者の確保の対象地域		② 海外派遣の予定の有無	有　無
③ 指揮命令の系統			
④ 派遣元責任者の職務代行者の氏名		⑤ 登録者関係従事者数（人）	

5　派遣労働者等教育訓練計画

(1)　教育訓練に用いる施設、設備等の概要

(2)　教育訓練に係る責任者の氏名

(3)　教育訓練計画の内容

① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施予定人員（人）	④ 方法 OJT	④ 方法 Off-JT	⑤ 実施主体 派遣元事業主	⑤ 実施主体 他の教育訓練機関への委託	⑤ 実施主体 その他	⑥ 実施予定期間	⑦ 派遣労働者の費用負担の有無	備考
		（賃金支給の状況）								
			有給	無給					有　無	
			有給	無給					有　無	
			有給	無給					有　無	